

本庁各部・課等の長
各支所・課等の長
各機関の事務局の長 殿

市 長

平成 22 年度予算編成方針について（通知）

国の動向と地方財政を取り巻く状況

国においては、新政権の発足による「新規施策を実現するため、全ての予算を組み替え、新たな財源を生み出す」「既存予算についてゼロベースで厳しく優先順位を見直す」等の新たな方針の下に、概算要求がまとめられたところですが、今後の予算編成過程における見直しも含め、揮発油税の暫定税率廃止をはじめとする大幅な税制改正や補助制度の改正等が見込まれるところがあります。

地方財政においても、国の歳出の徹底した見直しと歩調を合わせ、給与関係費や投資的経費等の地方歳出全般について徹底的な見直しを行い、地方財政計画の歳出規模を抑制し、地方公共団体の自助努力を促しています。

また、地方分権改革の推進に伴い、簡素で効率的な行財政システムの構築が求められるとともに、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行により、財政状況に関する市民への情報開示の下、自主的な改善努力による財政健全化が求められているところであり、先般の地方分権改革推進委員会による第3次勧告においても、更なる「地方自治体の財務会計における透明性の向上と自己責任の拡大」が提言されたところがあります。

本市を取り巻く状況と財政状況

本市においては、長引く不況の影響により企業収益の回復の遅れなど、地域経済は引き続き厳しい状況にあり、特に、深刻さを増す雇用情勢への対応は喫緊の課題です。

このような中、本市の財政状況は、平成 20 年度決算では、歳入の根幹である市税収入の確保や普通交付税の増額等により、経常一般財源は、前年より約 2 億 3 千万円の増額となりましたが、普通交付税のうち臨時的な算定項目である地方再生対策費を除くと実質的に約 3 億 7 千万円の減額となっています。

また、自主財源比率は、前年度より若干上昇したものの 31.0%と非常に低い状況にあり、地方交付税等に大きく依存した財政体質となっており、平成 28 年度以降の普通交付税の合併算定替え縮小を見据えた行財政運営が肝要です。

一方、歳出では、行財政改革の取り組み等により、義務的経費のうち人件費と公債費が減少し、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、若干改善したものの 89.2%と依然として硬直した財政構造となっています。

昨年度から新たに公表が義務づけられた「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率と資金不足比率については、国が示す基準以下であるものの、類似団体の平均を上回っている状況にあります。

これまでの合併後 4 度にわたる予算編成においては、多額の基金取り崩しを見込まなければ予算を組めない状況が続いており、今後の財政見通しでは、総合計画に計上される事業を実施していくためには、大幅な財源不足が見込まれるところであります。

平成 22 年度予算編成の基本的な考え方

このような状況の下、平成 22 年度予算編成については、財政の健全性の確保に留意しつつ、競い合いながら成長していく「競生」、お互いの存在を認め合って共に生きる「共生」、地域経営の主体として市民と行政が協働で取り組む「協生」の 3 つの「きょうせい」によるまちづくりを基本とし、総合計画基本構想に掲げる将来像「人と人、地域と地域が結び合い 未来輝く いちのせき」を実現するため、重点施策を明確に位置づけ、総合計画の着実な推進に努めるとともに、直面する課題や多様な市民ニーズに的確に対応していくものとします。

また、行政改革大綱及び集中改革プランの着実な実行に取り組むこととし、歳出・歳入全般にわたる徹底した見直しを行い、財源不足額を可能な限り圧縮し、持続可能な財政構造の確立を図っていくこととします。

各部等においては、本市の財政状況について十分理解した上で、市民の目

線から既存施策の成果を十分に検証し、その必要性や優先順位を十分に見極め、事業のスクラップアンドビルドを徹底し、下記事項に留意の上、予算要求を行うようにしてください。

記

- 1 平成 22 年度の重点施策は、次のとおりとする。
 - (1) 「中東北」の拠点都市一関の形成
 - (2) 雇用対策
 - (3) 企業育成
 - (4) 産業振興
 - (5) 教育・人材育成
 - (6) 保健・福祉・医療の連携強化
 - (7) 地域コミュニティの自立支援
 - (8) 環境対策
 - (9) 内陸地震からの復興と教訓を生かしたまちづくり
 - (10) 平泉文化遺産の世界遺産登録に向けた支援

- 2 職員一人ひとりがコスト意識を持ち、歳入確保や経費節減を図るとともに、知恵と工夫により市民サービスの向上を図ること。

- 3 国・県の補助制度等については、その動向を十分に注視し、安易に継続を見込むことのないよう特に留意すること。また、経済対策等の新設・拡充の制度については、後年度負担を考慮しつつ、積極的に活用を検討すること。

- 4 事務事業の推進にあたっては、行政改革大綱及び集中改革プランに基づき、必要性・有効性・効率性・公平性の観点から徹底した見直しを行うとともに、部局横断的な課題等については、関係課等で十分に調整を行い、連携して取り組むなど、改めて最小の経費で最大の効果を発揮するよう努めること。

- 5 市民と行政が適切な役割分担の下に協働してまちづくりを行うことが不可欠であり、協働の視点を各種の事業に取り入れるよう、創意工夫を行うこと。

- 6 負担の公平化・適正化を図るため、市税はもとより税外収入についても収納率向上の取り組みを一層強化し、収入未済額の削減に努め、自主財源の安定確保を図ること。また、公営事業においては、受益者の加入促進に努めるなど、使用料収入等の確保を図ること。